

■住宅用地の据置特例の廃止および経過措置について

平成24年度の税制改正により、4月から固定資産税の住宅用地の据置特例が廃止されます。

ただし、平成24年度および平成25年度は、下記のとおり経過措置が実施されます。計算例と併せてご参照ください。



《住宅用地に係る固定資産税の求め方》

$$\text{課税標準額}^{※1} \times \text{税率}(1.4\%) = \text{税額}$$

※1 住宅用地の場合は、「課税標準の特例」が適用されるため、「評価額×6分の1または3分の1(※2)」が、課税標準額(=本来の課税標準額)になります。

※2 200㎡(一世帯の場合)を超える住宅用地は、3分の1となります。

ただし、平成24年度および平成25年度の課税標準額は、負担水準(=前年度課税標準額 ÷ 本来の課税標準額)によって、次のとおりになります。

(ア)負担水準が90%(※3)以上の場合、前年度の課税標準額を据え置きます。

※3 平成23年度までは「80%」でしたが、経過措置の実施により「90%」となりました。

例:①平成24年度の本来の課税標準額を算出します。

$$4100\text{万円(評価額)} \times 6\text{分の}1 = 683\text{万}3333\text{円}$$

②平成23年度の課税標準額(仮に630万円とします)を、本来の課税標準額と比較します。

$$630\text{万円} \div 683\text{万}3333\text{円} = 92.2\%$$

③ ②の割合が90%以上となるので、平成24年度の課税標準額は平成23年度と同額になります。

$$\text{平成24年度の課税標準額} \rightarrow 630\text{万円}$$

④平成24年度の住宅用地に係る固定資産税は、630万円 × 1.4% = 8万8200円

(イ)負担水準が90%(※3)未満の場合は「前年度の課税標準額 + 本来の課税標準額 × 5%」とします。

ただし、これにより計算した結果が、本来の課税標準額の90%(※3)以上の場合、本来の課税標準額の90%(※3)とします。

例:①平成24年度の本来の課税標準額を算出します。

$$4100\text{万円(評価額)} \times 6\text{分の}1 = 683\text{万}3333\text{円}$$

②平成23年度の課税標準額(仮に600万円とします)を、本来の課税標準額と比較します。

$$600\text{万円} \div 683\text{万}3333\text{円} = 87.8\%$$

③ ②の割合が87.8%にしか達していないため、平成23年度の課税標準額に本来の課税標準額の5%分を加えることとなりますが、5%分を加えると、87.8% + 5% = 92.8%となるので本来の課税標準額の90%とします。

$$683\text{万}3333\text{円} \times 90\% = 614\text{万}9999\text{円} \rightarrow 614\text{万}9000\text{円(千円未満切捨て)}$$

④平成24年度の住宅用地に係る固定資産税は、614万9000円 × 1.4% = 8万6086円

詳しくは、4月に送付される「平成24年度固定資産税納税通知書」の課税明細書のページをご参照ください。

問い合わせ: 浦添市役所 資産税課土地係 ☎876-1234 (内線2261・2262)

固定資産税 第1期分の納期限は、

5月1日(火)です。

忘れずに納めましょう!

休日納税・納付相談

今月の相談日は、4月15日(日)です。

時 間: 午前9時~午後5時

場 所: 納税課窓口(市役所本庁舎2階)

※ご相談予定の方は、事前に納税課までお問い合わせください。
対象は、市・県民税、固定資産税、軽自動車税です。

No.9

市税だより



問い合わせ

- 個人および法人市民税、軽自動車税等の賦課に関すること……市民税課
- 固定資産税(土地、家屋および償却資産)の賦課に関すること……資産税課
- 市税の徴収や納税相談等に関すること……納 税 課

☎ 876-1234

内線(2211~2217)

内線(2261~2265)

内線(2315・2318)

今回は、口座振替納税制度のご案内と、【金融機関別ペイジー対応表】に関する訂正および住宅用地の据置特例の廃止及び経過措置についてお知らせします。

■市税の納付は便利な口座振替で!

口座振替による納税は、一度ご契約をすれば、金融機関などがあなたに代わって、納期限の日に自動的に納付する便利な制度です。金融機関などの窓口に出向く必要がなくなり、納付のうっかり忘れを防ぐ口座振替を是非ご利用ください。

1 すでに口座振替の申込みをされた方へ

納税通知書にある領収証書貼付欄に、「口座振替」の印字がされています。

また、相続等で納税義務者が変わると、通知書番号も変わりますので、再度口座振替の手続が必要です。ご注意ください。

2 口座振替の申込方法

納税通知書にある口座振替依頼書に必要な事項を記入し、口座をお持ちの金融機関でお申込みください。

また、市内にある銀行などの金融機関に備え付けてある依頼書でも申込みできます。

その際は、①預金通帳、②通帳届出印、③納税通知書をご持参ください。

口座振替のできる金融機関

琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、沖縄県労働金庫、沖縄県農業協同組合、コザ信用金庫、

※ゆうちょ銀行(ゆうちょ銀行に備付けの専用の申込用紙でお申込みください)

3 注意点

- お申込みから振替開始まで、1~2か月程度かかります。
- 残高不足の場合の再振替はできません。
- 第1期から第4期までの納期以外と随時の納期分は、口座振替できません。



■【金融機関別ペイジー対応表】に関する訂正について

広報うらそえ2012(平成24年)3月号の市税だより(15ページ)で掲載した【金融機関別ペイジー対応表】について、下記のとおり訂正します。ご了承ください。

【金融機関別ペイジー対応表】

平成24年4月1日現在

金融機関名	パソコン	モバイル(携帯)	金融機関名
琉球銀行	○	○	×
沖縄銀行	○	○	×
沖縄海邦銀行(※1)	×	×	×
沖縄県労働金庫(※2)	×	×	×
コザ信用金庫	○	○	×
沖縄県農業協同組合(※3)	×	×	×
ゆうちょ銀行(郵便局)	○	○	○

※赤色部分が訂正箇所です。

○平成24年4月1日以降のペイジー対応可能時期

※1沖縄海邦銀行(平成24年10月予定)

※2沖縄県労働金庫(平成24年5月下旬予定)

※3沖縄県農業協同組合(未定)

問い合わせ: 浦添市役所 納税課管理係 ☎876-1234 (内線2311・2312)